

毒物及び劇物取締法の改正について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 66 号）の施行に伴い、**令和 2 年 4 月 1 日**から、毒物劇物製造業及び輸入業の登録は、**全て知事**の権限になります。

これに伴い、手数料等について**下記のとおり変更になります。**

1 手数料及び標準的事務処理期間

申請の種類	手数料	標準的 事務処理期間
登録申請	30,900 円	30 日
登録更新申請	10,900 円	30 日
登録変更申請	5,200 円	10 日
書換え交付申請	2,800 円	7 日
再交付申請	4,900 円	7 日

2 申請様式の変更

登録申請書等、申請様式が変更となります。

新様式は順次ホームページに掲載しておりますので、下記 URL をご参照ください。

東京都健康安全研究センター薬事監視指導課のページ内

毒物劇物製造・輸入業登録関係 URL：http://k_yakuji/y_dokugeki2

3 登録票様式の変更

毒物劇物製造業・輸入業の登録票から住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）の記載がなくなります。

問合せ先

東京都健康安全研究センター

広域監視部薬事監視指導課薬事審査担当

03-5937-1027